

介助の方法で評価する調査項目

3つの評価軸

認定調査員用

e - ラーニングシステム

テキスト教材

介助の方法で評価する調査項目 (1)

能力

- 寝返り
- 立ち上がり
- 座位保持
- 歩行 等
- 意思の伝達 等
- 場所の理解 等

介助の方法

- 移動
- 排尿
- 排便
- 食事摂取
- 買い物 等

有無

- 麻痺等・拘縮
 - 麻痺等
 - 拘縮
-
- BPSD 関連
 - 徘徊
 - 大声を出す 等

介助の方法で評価する調査項目（2）

	能力	介助の方法	有無		
主な調査項目	身体の能力 認知の能力	生活機能（第2群など） 社会生活への適応（第5群）	麻痺等・拘縮 BPSD 関連 特別な医療		
基本調査の選択肢	「できる」 「できない」	「介助されていない」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」	「ない」 「ときどきある」 「ある」		
基本調査のポイント	調査対象者の能力	介助の「方法」 (最終的に提供されている 介助（提供されるべき介助))	障害や現象（行動）の有無		
特記事項のポイント	日頃の状況 選択根拠 (判断に迷う場合)	介護の手間と頻度	麻痺等・拘縮など		
			BPSD		
			調査対象者の能力		
			行動の発生頻度		
			日頃の状況 選択根拠		
			介護の手間と頻度		

調査の流れ (1)

介助の方法

基本調査票

特記事項

介助が行われているかどうかを聞き取る

介助が行われて
いない

介助が行われて
いる

適切な状況
にある場合

不適切な状況
にある場合

実際の介助が
適切な場合

実際の介助が
不適切な場合

「介助されてい
ない」
を選択

調査員が適切と
考える
「介助の方法」
を選択

「介助の方法」
を選択

調査員が適切と
考える
「介助の方法」
を選択

実際の介護の
手間や頻度など

実際の介助内容
及び不適切と
考えた
理由や事実の記載
など

実際の介護の
手間や頻度など

実際の介助内容
及び不適切と
考えた
理由や事実の記載
など

調査の流れ（2）

該当する行為が、一定期間にどの程度行われているかを把握

- 調査日より概ね過去1週間に、どの程度行われているか
(つめきりは概ね過去1か月)。
- 調査の対象となる行為は、人それぞれで、居住環境や心身の状態、生活習慣などによって異なる。

2-5 排尿行為の例

同じ排尿行為でも、オムツを使用する人、トイレで排尿する人、カテーテルを使用する人など、人それぞれ。

基本調査の選択と特記事項への記載

- 基本調査：頻度がもっとも多いもので選択。
- 特記事項：実際の介護の手間や頻度などを記載。

基本調査の留意点（1）

～全介助と一部介助①～

基本調査項目の選択肢は、介護の手間の量には関係なく、
どのような「方法」で、介助が行われているかを表すもの。

- 必ずしも「全介助」の方が、「一部介助」よりも介護の手間が大きいとはいえない。
- 選択肢のみでは、どのような介護の手間があるかを十分に確認することはできない。



具体的な介護の手間は、特記事項に記載。

同じ選択肢でも、それぞれのケースにより介助量には幅がある

2-5 排尿の全介助の例

- 毎日6回定時のオムツ交換をしている。
- 毎日10回トイレにて、ズボン・パンツの上げ下げ、陰部の清拭、トイレの水洗の介助を行っている。

2-4 食事摂取の一部介助の例

- 最初の数口は自分で摂取するが、残りはすべて介助を行っている。
- ほとんど自分で摂取するが、器の隅に残ったものは介護者がスプーンでくっつけて食べさせている。



具体的な介護の手間は、特記事項に記載。

基本調査の留意点 (3) ~より頻回に見られる状況を考える①~

基本調査では、発生する行為に対する介助の方法のうち、

一定期間（調査日より概ね過去1週間。ただし、

つめ切りの調査項目については概ね過去1か月）の状況において、

より「頻回」に提供されている介助の方法を選択。

発生頻度の高い項目（排尿、排便等）

通常の 1 日の介助における昼夜の違いなどを聞き取り、
頻度が最も多いもので評価。

発生頻度の低い項目（洗身等）

発生している行為に対して提供されている介助の方法を評価。

基本調査の留意点 (4) ~より頻回に見られる状況を考える②~

1-10 洗身の例（発生頻度の低い項目）

週1回しか発生しない入浴時に「一部介助」が提供されている場合



入浴のない日の介助を「介助されていない」と考え、
より頻回な状況は、「介助されていない」と考える。



週1回の行為のうち、1回全てが「一部介助」なので、
より頻回な状況は、「一部介助」と考える。

介助の機会がない場合

生活習慣や寝たきり等によって調査対象の行為自体が発生しない場合は、

「類似の行為」などで評価。

つめ切り、洗顔、整髪、ズボン等の着脱などが対象。

2-8 洗顔の例

1 週間以上にわたり洗面所での洗顔は行われていない。

ベッド上で、蒸しタオルで顔を拭く介助が毎日行われていることから、
類似の行為で代替して評価し、「全介助」を選択する。

2-9 整髪の例

頭髪がなく、「整髪」を全く行っていないが、寝たきり状態で、
毎日頭部の汗を拭き取るなどの介助が行われていることから、
類似の行為で代替して評価し、「全介助」を選択する。

不適切な介助の考え方（1）

実際に提供されている介助の方法が、「不適切である」と調査員が判断する

場合は「適切であると考えられる」介助の方法を選択。

そして、判断した理由を特記事項に記載し、介護認定審査会の判断を仰ぐ。

2-1 移乗の例

独居で、介助は行われていないが、「移乗」の際にいすやポータブルトイレから転倒し、足にアザが確認できるなど**不適切な状況**にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。

常に移乗できないわけではないとのヘルパーの話しあり、「見守り等」を選択する。

不適切な介助の考え方（2）

介助の適切性の考え方は、介助の方法で評価する調査項目のみに適用

→ 能力または、有無で評価する調査項目には適用されません。

対象者が不適切な状況に置かれていると
調査員が判断する場合の状況は様々。

「実際の介助の方法」が不適切な場合の例

- 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- 介護者による介助が、むしろ調査対象者の自立を阻害しているような場合

不適切な介助の考え方（3）

介助の適切性は「総合的に判断」

- 「独居」あるいは「老老介護」のみでは判断材料として不足
- 単に「できる・できない」といった個々の行為の能力のみで評価しない



生活環境や調査対象者の置かれている状態なども含めて、総合的に判断。

5-6 簡単な調理の例

調査対象者は、施設に入所しており、三食とも施設内で作られた食事が提供されている。

単に申請者の能力のみで不適切と判断せず、実際に施設の厨房に入って食事を作ることが現実的かなど、調査対象者の置かれている状況も含めて総合的に適切と判断し、「全介助」とする。

特記事項のポイント(1) ~介護の手間の頻度を記載~

頻度は、できる限り、「具体的な数値」で記載



1日3回、1／週等 → 誰もが、同じとらえ方ができる



ときどき、よく → 人それぞれのとらえ方があり、あいまい

5-5 買い物の例

健康のため、ほぼ毎日、近くのスーパーに歩いていき、食材や日用品を自分で買っている。月に2～3回、体調が良くないときは、近所に住んでいる娘に買い物を頼むこともある。

5-6 簡単な料理の例

普段は炊飯を含め家族が三食すべてを用意しているが、自分でも何かしたいと思っており、体調のよいときは、自分で炊飯を行っている（2回／月程度）。

特記事項のポイント (2)

～基本調査では介助なしでも、
実際に介助が行われている場合～

「介助されていない」や「ない」等を基本調査で選択しても
実際に介護の手間が発生している場合。



「特記事項」に介護の手間と頻度を記載

行為が選択肢の選択基準に含まれていない場合 (2-2 移動の例)

対象者の状況

- 室内自力移動。
- 通院外出時は一部介助あり、週2回、家族が介助。

選択の基準

- 実際の介助で選択。
- 外出は選択基準に含まない。
手間は特記事項。

認定調査票

基本調査
室内は自力移動なので「介助されていない」を選択。

特記事項
週に2回の通院外出時の移動における家族の手引き歩行、車送迎。

一次判定

二次判定

二次判定で、調査対象者固有の介護の手間を考慮

特記事項のポイント (3)

～基本調査項目にないが、
介助が行われている場合～

いずれの調査項目にも当てはまらない介護の手間が発生している場合



「特記事項」の審査会委員の読みやすい場所に具体的な介護の手間の内容と頻度を記載

いずれの認定調査項目にも実際に発生している介護の手間に対応した項目が
設定されていない場合（軟膏の塗布の例）

対象者の状況

- 一日3回の軟膏の背中への塗布。
- 家族による介助あり。

選択の基準

- 調査項目に軟膏の塗布の項目なし。
- 手間は特記事項。

認定調査票

基本調査

選択すべき調査項目なし
(一次判定には反映されない)。

特記事項

一日3回の家族による
軟膏塗布。

一次判定

二次判定

- ・平成22年2月2日付け事務連絡「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における検討結果を踏まえた認定調査及び介護認定審査会における留意事項等について
- ・平成21年9月30日付け事務連絡における「要介護認定方法の見直しに係るQ&A」問21